

第1章 土壤汚染対策法の概要

「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」（平成21年法律第23号。以下「改正法」という。）が平成21年4月24日に公布され、平成22年4月1日から施行された（「土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成21年政令第245号））。また、改正法による改正後の「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号。以下「法」という。）を施行するため、「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」（平成21年政令第246号。以下「改正令」という。）が平成21年10月15日に、「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」（平成22年環境省令第1号。以下「旧改正規則」という。）、「汚染土壤処理業の許可の申請の手続等に関する省令の一部を改正する省令」（平成22年環境省令第2号。以下「改正処理業省令」という。）及び「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」（平成22年環境省令第3号。以下「改正指定調査機関等省令」という。）が平成22年2月26日に公布された。

また、法の厳正かつ実効性のある施行のため、都道府県知事（令第8条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）に対して「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（環水大土発第100305002号環境省水・大気環境局長通知。以下「通知」という。）が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、通知された。これに併せて、「土壤汚染対策法の施行について」（平成15年2月4日付け環水土第20号環境省環境管理局水環境部長通知）は、平成22年3月31日限りで廃止された。

その後、「土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成23年環境省令第13号。以下「改正規則」という。）が平成23年7月8日に公布され、同日付けで施行されるとともに、通知の一部が改正され、平成23年7月8日から適用された（「土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について」（平成23年7月8日付け環水大土発第110706001号環境省水・大気環境局長通知））。

1.1 土壤汚染対策法の目的（法第1条）

1.1.1 土壤汚染対策法の目的

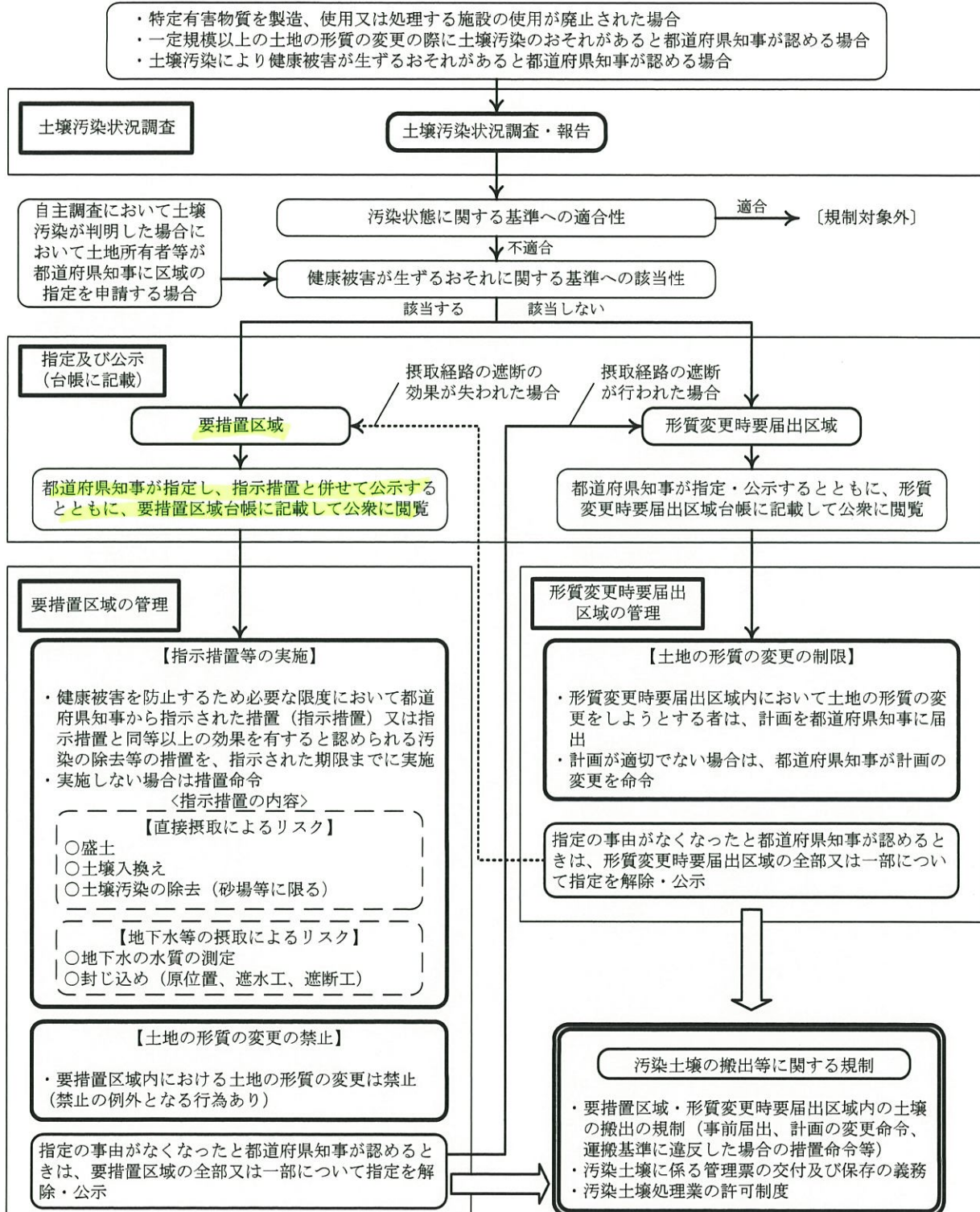
土壤汚染対策法は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている（法第1条及び通知の記の第1）。

土壤汚染対策は、①新たな土壤汚染の発生を未然に防止すること、②適時適切に土壤汚染の状況を把握すること、③土壤汚染による人の健康被害を防止すること、の三つに大別される。これらのうち、新たな土壤汚染の発生を未然に防止するための対策は、有害物質を含む汚水等の地下浸透禁止（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）、有害物質を含む廃棄物の適正処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）等により既に実施されている。

したがって、残る二つの対策、すなわち、適時適切に土壤汚染の状況を把握すること及び土壤汚染による人の健康被害を防止することが、法の主たる役割となる。

○対象物質：①有害物質を含む土壌を摂取すること、②土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取することの2つの経路に着目し、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある、有害物質として政令で指定した25物質（特定有害物質）

○仕組み



○土壌汚染対策の円滑な推進を図るため、措置の助成（要措置区域内で措置を講ずる者が負担能力が乏しい場合）、助言、普及啓発等を行う指定支援法人を指定し、基金を設置。

図 1.1.1-1 土壌汚染対策法の概要